

# 決 定 書

1 請求人  
(省略)

2 請求年月日  
令和元年5月22日

3 請求の要旨

請求人らが提出した今治市職員措置請求書に記載されている請求の要旨及び事実を証する書面は、次のとおりである。なお、請求の要旨については長文であるため、法律の条文や引用部分などを省略した上で、原文のまま記載している。

(1) 請求の要旨

ア 安倍首相への違法な忖度に基づく獣医学部加計学園決定

今治市は加計学園とペアを組み愛媛県と共同で、小泉政権で始まった構造改革特区での獣医学部新設を計 15 回提案してきたが、その提案は拒み続けられた。ところが、安倍政権下の国家戦略特区諮問会議(安倍晋三首相が議長であり最終決裁権者)で約 50 年も認められてこなかった獣医学部新設を空白地域に限り新設を認め(2016年11月)、1校に限り認める(2017年1月)との特例措置を決定(告示)し、今治市が新設地に、加計学園が事業者決定された(以下、この一連の決定を「加計学園事業者決定」という。)

この加計学園事業者決定の背後には、安倍晋三首相と加計晃太郎学園理事長(以下、「学園理事長」という)との「特別な関係」(腹心の友・家族ぐるみの付き合い)があるとの疑惑が起り、国会審議などでそのことが追及された。

前川喜平元文部科学事務次官は、次官退任後、「総理のご意向」「官邸の最高レベルが言っている」などと記した文科省の内部文書が、確かに省内で作成されたものであると証言。医師や獣医師を養成する学部の新設申請を、原則として認めない文部科学省の規制に穴を開けた決定の背後に、安倍首相と学園理事長の私的な関係への「忖度」があり、それによって「行政が歪められた」と述べている。つまり、獣医学部新設認可と加計学園事業者決定は、柳瀬唯夫内閣総理大臣秘書官(当時)らの安倍首相への違法な忖度がある(以下これを「違法忖度加計学園事業者決定」という。)。このように、安倍首相と学園理事長と

の「特別な関係」に対する付度に基づき、一連の手續が進み、違法付度加計学園事業者決定となった。このような状況を以下「加計ありき」という。

「加計ありき」の中で、2018年3月30日に今治市は補助金を交付した。

加えて、2018年5月26日に加計学園から「理事長と安倍首相との面談結果等について報告」に基づく愛媛県文書に書かれている「総理と理事長の面会」は、偽りであったとのFAXを報道機関に送信した。その後の記者会見の学園理事長の説明通りであれば、安倍首相の名前を使って前述の「加計ありき」により「加計学園事業者決定」は不動であると愛媛県や今治市をだまし、土地無償譲渡並びに補助金を得て獣医学部を開設したことに他ならず今治市補助金交付規則の補助金返還事案である。

大学誘致は、長年の今治市の念願であった。しかしながら、違法な誘致や違法な付度に基づく大学誘致は、許されるはずもない。また、当初の大学誘致を目指した社会状況と現在では大きく社会状況が変化している。さらには、今治市の財政状況を勘案すれば、大学への補助金支出よりも優先し、支出すべき予算措置などがあることは明確である。

これら違法な付度は日本国憲法の法の下での平等原則に反し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に反して違憲・違法である。

イ 市は市民の福祉の増進を図り、法令等を誠実に管理し執行する義務を負う

地方公共団体である今治市は、地方自治法で「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として」「法令、規則その他の規程に基づく」「事務を」「誠実に管理し及び執行する義務を負う」ことが定められているのであるから、今治市長は執行機関の長として「住民の福祉の増進を図る」こと及び「法令、規則その他の規程に基づ」いた、「誠実に管理し及び執行する義務」を負っているのである。

上述のとおり、愛媛県・今治市に対する虚言で得た土地無償譲渡並びに補助金で獣医学部を開設した不正行為との認識があるにもかかわらず、今治市は加計学園に対して「その全部又は一部の返還を命」じず、「補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すこと」を怠る事実は地方自治法の執行義務の責を果たしたとはいえ、今治市大学立地事業費補助金交付要綱に違反し、今治市補助金交付規則に違反し、違法かつ不当である。

また、この怠る事実は、今治市の財産の適正な管理及び運営上の違法となる。これは、住民監査請求の対象となる地方自治法の「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下、「怠る事実」という。)

がある」に該当するいわゆる財務会計行為上の違法でもあり、今治市に財政上の損害を与えている。なお、これらの行為は、民法の一般原則である行政と住民との関係における「信頼保護の原則」ないし「信義誠実の原則」（民法）に反し、さらには「公序良俗」に反する。しかしながら、これらの「怠る事実」は是正されることなく、加えて 2018 度末に 30 億 5,293 万 8 千円の違法支出の財務会計行為が行われた事についても同様に措置されなければならない。よって、監査委員は今治市長等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告されたい。

## (2) 事実を証する書面

- ア 今治市補助金交付規則（抜粋）
- イ 愛媛県議会決議
- ウ 岡山理科大学今治キャンパスに関する基本協定書（抜粋）
- エ 解除条件付土地無償譲渡契約書（抜粋）
- オ 今治市大学立地事業費補助金交付要綱（抜粋）
- カ 今治市大学立地事業費補助金支出命令書
- キ その他、新聞記事等参考資料

## 4 監査委員の判断

### (1) 主文

本件請求を却下する。

### (2) 理由

本件請求は、学校法人加計学園が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことを違法又は不当の事由とするものであり、請求人らは新たな証拠資料を提出し、主張する事由や求める措置の内容が若干異なるものの、本件請求の対象とされた行為又は怠る事実は、平成 30 年 4 月 16 日に請求された住民監査請求（以下「前の監査請求 A」という。）及び平成 31 年 3 月 27 日に請求された住民監査請求（以下「前の監査請求 B」という。）と同一内容の財務会計上の行為又は怠る事実であると認められる。

請求人らの一人である（省略）氏は前の監査請求 A の、その他の請求人らは前の監査請求 B の請求をしており、一事不再理の原則により、新たな証拠資料による場合や主張する事由が異なるなどの理由で行う再度の監査請求は不適法なものであり、できないものとされている。監査委員は、住民監査請求の対象とされた行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、その主張する事由以外の点を監査することができないとされているものではなく、

その主張する違法、不当事由や提出された証拠資料が異なることによって監査請求が別個のものになるものではないからとされ、当初の監査請求に対する決定に不服があれば、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条の 2 に規定する住民訴訟を期間内に行うことができ、訴訟において監査請求の理由として主張した事由以外の違法事由を主張することは何ら禁止されていないものと解され、主張する違法事由が異なるごとに監査請求を別個のものとしてこれを繰り返すことを認める必要も実益もないとされているからである（昭和 62 年 2 月 20 日最高裁判所第二小法廷判決参照）。

したがって、本件請求は、一事不再理の原則により不適法な請求であるといわざるを得ない。

よって、監査委員の合議により、主文のとおり決定する。

令和元年 6 月 7 日

今治市監査委員 渡 辺 英 徳  
同 重 松 眞 司